平成２８年（フ）第８８号
長崎県大村市徳泉川内町850番地１　さくらハイツ14号、旧住所長崎県諫早市小長井町牧256番地３
債務者　川内　春代
１　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
北海道二海郡八雲町宮園町31番地５　武田アパート102号室
債務者　瀬澤　鉄弥
１　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０２５号
大阪府茨木市豊川２丁目５番22号　プラザワイズ203号
債務者　北川英秋こと　北川　**英**秋
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６９号
大阪市東成区中本１丁目３番６－310号
債務者　八木　道文
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７０号
大阪市東成区中本１丁目３番６－310号
債務者　八木ひとみ
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１１号
大阪市東淀川区豊新４丁目３番21号ハイツ豊新401号
債務者　前田　　勇
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８８号
大阪市城東区今福南４丁目５番６－104号
債務者　宮口　輝子
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０号
新潟県長岡市東川口716番地１
債務者　中林由理子
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
新潟県柏崎市高柳町岡野町2467番地１
債務者　石塚美枝子
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
三重県伊勢市御薗町高向2434番地
債務者　谷田　　誠
１　決定年月日時　平成28年９月９日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
三重県伊勢市小俣町本町1091番地７
債務者　森本　明彦
１　決定年月日時　平成28年９月９日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
岡山県倉敷市茶屋町644番地10　ＨＯＰＥＬＯＤＧＥ－H102号
債務者　柴田　正子
１　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市白楽町203番地１レオパレス白楽107号、旧住所岡山市南区郡135番地52
債務者　前原　有作
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４６６号
北九州市門司区松原２丁目６番８号
債務者　中須賀孝子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４７７号
福岡県遠賀郡芦屋町高浜町10番22号
債務者　内海　俊行
１　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４８９号
北九州市門司区梅ノ木町１番２号
債務者　横山　敦子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４９１号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目２番22－305号
債務者　中江　裕也
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３９５号
大阪市都島区毛馬町１丁目10番１号　プチ・トリアノン毛馬　201号、前住所大阪市都島区中野町３丁目５番15号　技研オート２Ｆ
債務者　高月　麻鈴
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部